

狭山市南入間野ふるさとの緑の景観地保全計画〈公表版〉

平成26年3月決定

1 景観地の概要

狭山市南入間野ふるさとの緑の景観地は、狭山市南部の所沢市境に広がるコナラ、エゴノキ、アカマツなどで構成される武蔵野の面影を残す雑木林である。景観地周辺南側には畑地が広がっているが、それ以外は市街地に取り囲まれている。市街地に隣接しながら樹林が大規模に広がる県内でも貴重な地域となっている。

なお、北東側は緩やかに狭山市逃水ふるさとの緑の景観地の樹林地につながっている。

2 自然環境等

この地域の植生は、主にコナラ群落、コナラ・イヌシデ群落、陽性低木林などとなっている。

鳥類は、ヒヨドリ、スズメ、メジロなど県内平地林の典型的な構成種が確認されている。

両生類・爬虫類・哺乳類では、水域や湿地がないため両生類は確認されず、水域、湿地を必要としないカナヘビ、アズマモグラの確認にとどまった。昆虫類は、クロコノマチョウ、ルリタテハなど県内の平地林に生息する種が確認されている。

3 景観地指定後の状況

この景観地は、平成10年度に7.05haの指定が行われた。

緑被状況の経年変化を見ると、樹林地は平成2年度の6.86haから平成21年度には4.54haと大きく減少している。一方で裸地、工場・倉庫等が増加しており樹林地が転換したものと考えられる。

土地所有者と埼玉県で締結している「緑の管理協定」については、平成24年度で4.31haであり、指定地に対し61.13%となっている。

なお、景観地内の入曽運動広場に隣接した林は林床管理が行われており、運動場利用者等の憩いの場としても利用されている。

狭山市南部で、堀兼・上赤坂景観地と逃水景観地に連続する当南入間野景観地の保全は、樹林地の連続性確保にとって非常に重要となっている。

4 保全及び管理の方針

(1) 緑地の保全

「自然環境保全機能」、「景観形成機能」、「ふれあい提供機能」、「防災・環境負荷軽減機能」など緑地が有する機能が十分に発揮されるよう、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

【手法の例示】

- ・ **ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付**
土地所有者による緑地の保全管理を支援するため、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金の交付を継続する。
- ・ **保全する緑地の公有地化**
緊急に緑地を保全しなければならない場合には、県と市が協力して行う身近な緑公有地化事業の活用を検討する。
- ・ **緑地保全のための基金の拡充・活用**
貴重な緑地を次世代へ引き継ぐために創設された「狭山市みどりの基金」の拡充を検討する。
- ・ **緑地保全の推進に向けた要望実施**
緑地が減少する大きな要因は高額な相続税にあることから、平地林の相続の際も農地と同様に、平地林として維持することで相続税の納税を猶予し免除する制度を創設するよう、国に対し、引き続き要望する。
また、景観地内にある国有地（物納地）について、地元地方公共団体が保全できる制度を創設するよう、国に対し、引き続き要望する。
- ・ **希少野生生物の保全**
豊かな自然環境を保全するため、定期的にモニタリング調査等を実施し、希少野生生物の生息状況の把握に努める。

(2) 緑の再生・維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取組を行うとともに、住民と行政等との協働による萌芽更新や下草刈り、清掃など樹林地の再生を図る取組を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなどを、関係機関と連携を図りながら実施していく。

【手法の例示】

- ・ **市民団体等との連携**
適切な維持管理を行っていくために住民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が気軽に参加できる緑化活動を支援する。
- ・ **協定制度等の活用**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度（里の山守制度）」の活用や都市緑地法に基づく「緑地協定制度」、「市民緑地制度」の活用を検討する。

- ・ **維持管理に伴う支援**

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「里の山守制度」を活用した景観地の維持管理事業の支援を行う。

- ・ **ゴミ投棄等への対応**

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。

- ・ **緑のリサイクル**

樹林地の管理に伴い生じる枝葉等を、雑木林を利用して堆肥とするなど、農とのつながりの中から自然を保全する仕組みづくりを検討する。

- ・ **普及啓発**

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、市民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

(3) 緑との共生

地域住民の共有財産である当地域の貴重な歴史的・文化的財産を次世代へ継承していくため、緑地や施設を環境教育の場、普及啓発の拠点として利用するとともに、地域資源として活用を図る。

【手法の例示】

- ・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

市民団体等との連携とあわせて、小中学校や子供会による自然観察会などの環境学習の場として活用し、緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

- ・ **緑の観光資源としての活用**

当景観地を含めた周辺の緑を、人と自然、地域の調和と活力を生み出す緑としてとらえ、公園や社寺境内地などの施設緑地等とともに緑の観光資源としての活用を検討する。

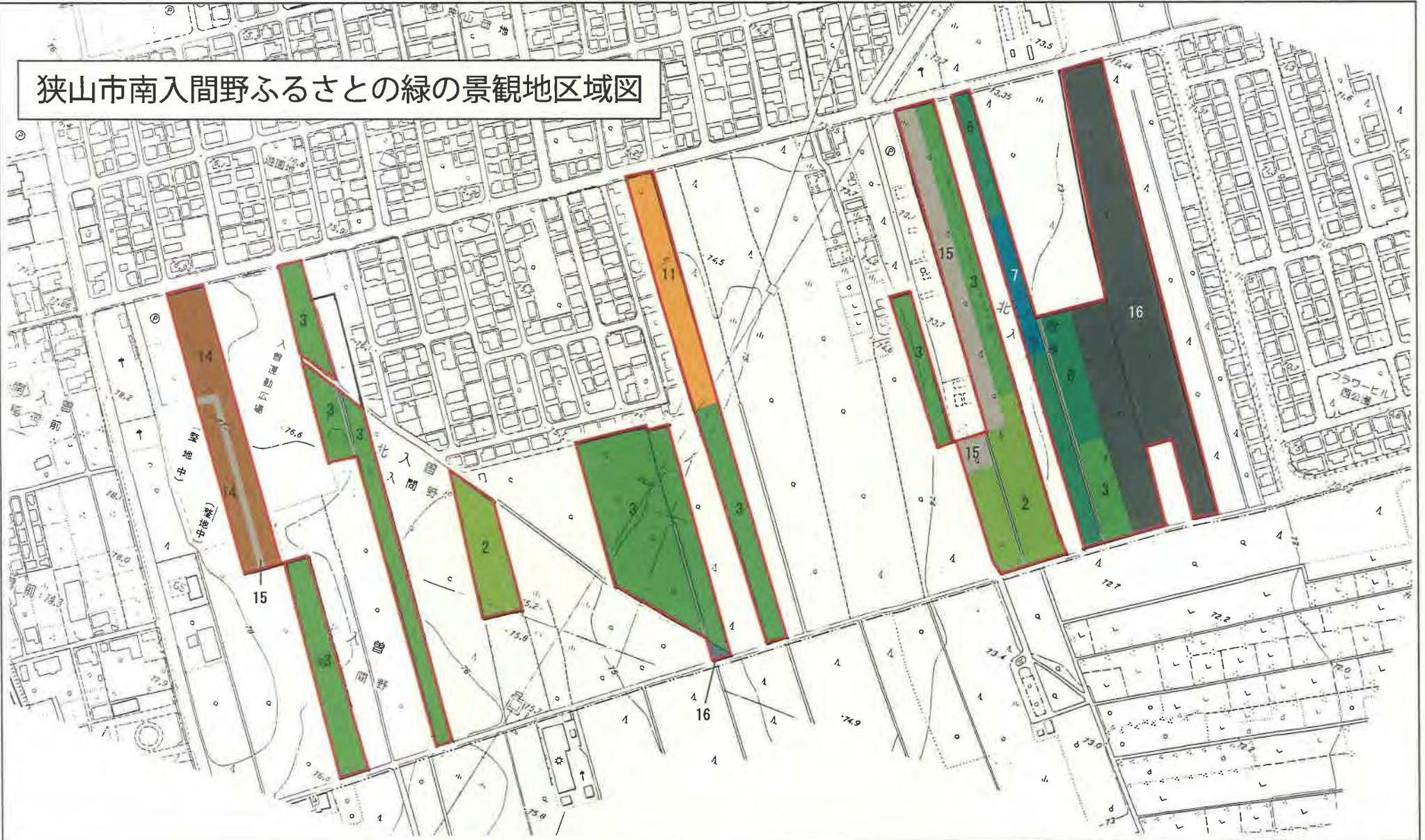
- ・ **ゴミ投棄等への対応（再掲）**

景観維持及び動植物の生息・生育環境維持のために、住民と行政とが協働して投棄ゴミの除去活動や不法投棄防止等のためのパトロールを行う。

- ・ **普及啓発（再掲）**

景観地の保全、緑化の推進、緑地の維持管理、不法投棄ゴミの回収など、地域住民と行政が一体となって取り組むため、市民参加のイベントなどを開催し、緑の大切さや必要性を含めた啓発に努める。

狭山市南入間野ふるさとの緑の景観地域区域図



凡例

指定地

植生図凡例

I. 植生区分

- 混交林
- コナラ群落
- コナラ-イヌシデ群落
- 落葉広葉樹林

- 11 陽性低木林
- 12 空地雑草群落

II. その他土地利用

- 畑地
- 5 宅地・工場地・道路等
- 16 伐採跡地



0m 100m 200m

(狭山市 南入間野)